郵送による転出届について

郵送による転出届には次の２通りの方法がございます。該当する方法でお手続きください。

１．通常の転出届

下記の書類等をそろえて届出いただくと、転出証明書を送付いたします。

【転出届に必要なもの】

・転出届（郵送による転出届用）

・本人確認書類の写し（運転免許証、パスポート、保険証等）

・必要な額の切手を貼った返信用封筒（送付先の住所・氏名を記入してください。）

※個人番号など特定個人情報が記載されるため、簡易書留郵便での返送を推奨しています。

t

２．特例の転出届

〔住民基本台帳カードまたはマイナンバーカード（個人番号カード）をお持ちの方〕

異動する同一世帯の方の中に、一人でも※住民基本台帳カードまたはマイナンバーカード（個人番号カード）をお持ちの方がいらっしゃれば、転出届後、転入届を行う際に転出証明の添付が不要となります。転入先市区町村では、転出証明書の代わりに住民基本台帳カードまたはマイナンバーカードの提示が必要になります。　※有効期限内で運用中のものに限る。

下記の書類をそろえて届出いただくと、転出届に記入いただいた電話番号に「手続き完了」のご連絡をいたします。

【特例の転出届に必要なもの】

・　転出届（郵送による特例の転出届用）

・　本人確認書類の写し

〔運転免許証、住民基本台帳カード（顔写真付）、マイナンバーカード（個人番号カード）等〕

※住民基本台帳カードまたはマイナンバーカード自体は送付しないでください。

※マイナンバーカードの裏面（個人番号記載面）のコピーはしないでください。

＜特例の転出届出ができない場合＞

該当する場合は、通常の転出届と同様の手続きになります。

◇　本人または同時に異動する世帯員の中に、有効な住民基本台帳カードまたはマイナンバーカードを所持する者がいない場合

◇　新住所地に住み始めてから１４日以上経過している場合

◇　転入届の際に住民基本台帳カードまたはマイナンバーカードが提示できない事情がある場合

特例の転入届の際は、下記の点にご注意ください。詳細については、新住所地の市区町村窓口にお問い合わせください。

・住民基本台帳カードまたはマイナンバーカードが必要になります。

・転出届をした転出予定日から３０日以内かつ新住所地に住み始めてから１４日以内に転入届をしてください。（期限を過ぎると、特例の転入届ができない場合があります）

・転入届後、現在お持ちの住民基本台帳カードまたはマイナンバーカードの継続利用処理を行いますので、同時に異動する世帯員の方が住民基本台帳カードまたはマイナンバーカードをお持ちの場合には、全員のカードを新住所地の窓口にお持ちください。（それぞれの方のカードの４桁の暗証番号が必要になります）

◎転入届に関する詳細については、新住所地の市区町村窓口にお問い合わせください。